

平成21年度

町政執行方針

福島町

平成21年第1回福島町議会定例会の提出案件は、議案21件及び諮問1件、同意1件の、計23件です。

議案につきましては、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の平成21年度予算案を中心に、その執行に伴う条例措置などの関連案件と、平成20年度の補正予算となっております。

平成21年度の町政を執行するにあたり、ここに基本方針を述べるものがあります。

平成21年3月11日

福島町長 村 田 駿

平成21年度町政執行方針

平成21年第1回福島町議会定例会にあたり、町政執行に関する所信と基本方針を申し述べます。

私は、町長に就任してからこれまで、「みんなに見える・みんなの参加による町民が主人公の町づくり」を基本理念に、皆さま方のご理解とご協力を賜りながら、町政の執行に当たらせていただいております。このことにつきまして、心から深く感謝とお礼を申し上げます。

昨今、地方を取り巻く環境は、過疎化と少子高齢化が加速する現状と、長びく景気低迷や雇用拡大を実感できない状況で地方の経済活力が低下するなど、都市と地方の地域間格差が拡大してきております。特に、金融危機から始まった世界的な不況の渦のなかで、地方財政にも大きなしわ寄せが予測され益々厳しい財政運営を余儀なくされる状況にもあります。

また、地方自治を取り巻く環境は、地方分権の進展や国の三位一体改革による地方財政の構造的変化等に対応したまちづくりを進める必要が求められている状況下にあることから、当町においては、町民・議会・行政の役割と責任、まちづくりや行政の基本ルールを明らかにし、それぞれの役割を自覚し、世代を超えて互いに力を合わせ自らの創意工夫による住民自治の実現を図るための、町の最上位の条例と位置づけられた「福島町まちづくり基本条例」がスタートします。この条例は、福島町のまちづくりを進めるうえでの町民共通のルールとなります。町民の施策等への提言と町政への参画においては、協働のために必要な情報の共有であり、職員にとっても情報に対する考え方や情報提供、情報公開に対する更なる意識改革を求められる基本条例でもあります。いずれにしても「まちづくり基本条例をまちづくりにどう活かすか」が、これからの重要なポイントとなりますので、常に基本条例を意識し、また、立ち返って見ていくことの繰り返しにおいて、徐々に「協働でのまちづくり」の確立に努めてまいります。

これからの行財政運営においては、まちづくり基本条例を念頭に町民一人ひとりが夢と希望をもって暮らせる町づくりを目指し、町政を担う町長として、山積する課題に取り組んでまいります。

以下、具体的な諸施策等について基本方針を申し上げます。

《財政の動向・自主財源の確保》

1 財政の動向について

国では、平成21年度の予算編成における基本的な方針として、「地方財政措置を講ずるにあたり、引き続き、歳出全般にわたる見直しを行い、最大限の削減を行うこととし、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制する」としており、当町における財政運営は、今後も極めて厳しい環境下におかれると想定されます。

さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、徹底した情報開示のもと、自主的な改善努力による財政健全化が求められております。

国における地方財政計画では、景気の後退で交付税の原資である法人税等の大幅な減少のなかで、新たに「雇用創出」や「地方の元気回復」、加えて医療・少子化対策の充実のための財源として別枠で1兆円が増額され、地方交付税総額は、出口ベースでは前年度対比で2.7%の増となっております。

しかし、一方では世界同時不況によって、とりわけ都市部での税収等の大幅な落ち込みにより、これまで交付税の不交付団体であった市町村等が一転して交付団体となることが想定されており、交付税総額では増えているものの、当町への増額は期待できないものと思料されます。

このことから、当町における平成21年度の予算編成は、第4次福島町総合開発計画を基本に自立プランとの整合性を図りながら、健全化判断比率等の改善に努め、昨年度にも増して財政健全化への取り組みを念頭に予算を編成いたしました。

一般会計予算は、総体的には自立プランでの財政推計と比較しますと圧縮が図られておりますが、丸山団地町営住宅建設事業や火葬場建設事業等によって予算総額では、前年度に比較して2億9,171万7千円(9.9%)増の32億2,812万6千円となっております。

歳入予算全体の53.4%を占める地方交付税については、新たに創設された「雇用創出」などの別枠分を含め、前年同様「頑張る地方応援プログラム」や「地域再生対策費」を加え、前年度実績を勘案して、前年度対比3,457万6千円(2.0%)増の17億2,433万2千円としております。

町税については、前浜漁業の不振や景気の低迷等で法人税をはじめ、個人

所得の落ち込みが想定されますので、前年度と比較して2,940万8千円(6.6%)減の4億1,310万4千円を計上しました。また、臨時財政対策債は、前年度対比で139万4千円(1.2%)減の1億1,810万6千円を見込んでおりますが、なおも財源不足が生じますので、補填財源として財政調整基金費から1億2千万円を繰り入れすることとしております。

なお、今後の事業として吉岡荷捌所建設や除排雪対策等の補正を予定しておりますので、その財源として地方交付税の一部を保留し対応してまいります。

2 税源の確保と収納率向上について

貴重な自主財源であります町税については、景気の低迷等で増収は見込める状況にはありませんが、税の公平性を図るうえからも、正確かつ確実な課税事務の遂行に努めてまいります。

徴収事務においても口座振替制度の奨励等を実践してまいります。近年収納率が減少傾向にあることから、昨年5月からは外部施設勤務の職員を含め、全職員体制で訪問徴収等を実施しながら、滞納額の圧縮に努めており、昨年同時期との収納率を比較しますと、現年課税分及び滞納繰越分とも僅かながらではありますが上回っております。

今後とも、全職員による収納体制を継続してまいります。恒常的な滞納者には厳しく対処するとともに、徴収事務を委託しております渡島・檜山地方税滞納整理機構とも連携しながら、収納率向上の強化に努めてまいります。

《総合的な施策の推進》

1 まちづくり基本条例について

「まちづくり基本条例」は、昨年8月に町民検討委員会の提言書を受けて議会への提案がなされ、現在、議会における審査特別委員会において4月1日の施行を目指して審議されているところであります。

また、町の各審議会や行財政の検証などへの町民参加や協働の取り組みをさらに進めるための関係条例についても今議会へ提案いたしております。

2 総合開発計画後期実施計画等の策定について

第4次福島町総合開発計画は、前期実施計画が平成21年度で終了し平成22年度からの後期実施計画の策定が必要となります。

また、平成22年3月で失効する現行過疎法に代わる新たな過疎法制定が全国的に求められており、これに併せて過疎地域における新たな過疎計画の策定も必要になるものと考えております。

さらに、これまで自立プランによる財政の健全化に向けた各種対策を検証しながら進められた結果、平成18年当初に懸念された財政の危機的状況は、平成21年度までの期間内において生じない見込みとなっており、この自立プランの理念を継承し、まちづく基本条例による健全で持続可能な財政運営を目指すための「(仮称)福島町まちづくり行財政推進プラン」の策定も住民参加のもとに進めたいと考えております。

これらの計画やプランは、相互に整合性を図りながら期間を平成22年度から平成26年度までとし、年度内に策定を目指してまいります。

併せて行政評価については、その方法などの検討を進め事務・事業のあり方や予算、決算にも反映させ得るものにしたいと考えております。

3 ふるさと納税（ふるさと応援基金）について

ふるさと応援基金は、これまで町独自の寄付制度として町内外の多くの方々から寄付をいただいていたまいりましたが、昨年からは始まった国の新たな寄付制度である「ふるさと納税」の受け皿として、さらに当町への寄付が増えるよう本年度から寄付者へ特産品を贈呈することとしており、北海道福島会や札幌福島会などの機会を捉えて特産品のPRと併せてふるさと納税（ふるさと応援基金）への協力を呼びかけてまいります。

また、この基金で実施するふるさとづくりの事業については、町民から募集して行なうべく引き続き広報誌等での周知に務めてまいります。

4 行政改革等の推進について

平成15年に策定した第3次行政改革大綱が平成21年度で終了することとなりますが、行政改革は常に時代に合わせた事務効率を目指して進める必要があります。時代背景としては策定時と大きく乖離する状況には無いと思っておりますので大綱の見直しをすすめるとともに、まちづくり基本条例や「(仮称)

福島町まちづくり行財政推進プラン」との整合性を図りながら、定員管理計画を見直し、長期的な視野に立った組織機構の見直しをすすめます。

《産業の振興》

1 水産業の振興について

水産業を取り巻く環境は、燃油の高騰等により大変厳しい状況にあります。が、基幹産業である水産業の安定的な発展のため、「福島地区マリンビジョン」を基にした「つくり育てる管理型漁業」の推進を図り、漁業協同組合をはじめとした各関係機関と連携しながら、各種対策に取り組んでまいります。

吉岡漁港内に整備計画している衛生管理や鮮度保持を目的とした荷捌施設については、補助金が確定次第、事業費の補正を提案してまいります。

また、鮮魚価格向上の検討、イトウの養殖試験は今年度も引き続き実施するとともに、昨年度より漁業協同組合青年部が進めている、マツモの養殖試験を関係機関とともに支援してまいります。

福島漁港を利用した新幹線レールの運搬は今年度も予定されておりますので、安全に万全を期し利用の促進に努めてまいります。

本年度の漁港整備は、福島漁港新港地区の東副防波堤の延長、防風柵の整備、白符漁港の防風雪施設の延長、福島漁港海岸環境整備事業については、緑地広場の整備と駐車場用地の埋め立てが予定されております。

また、海岸線の越波防止対策につきましても関係機関に強く要望するとともに、引き続き各地区船揚場の維持に努めてまいります。

サケ、マスふ化場整備事業については、今年度、渡島さけ・ます増殖事業協会において、三岳地区での整備計画であります。

2 水産加工業の振興について

水産加工業は、町内における就労の場の確保をはじめとする地域経済を支える基幹産業ですが、燃油の高騰等により厳しい経営環境となっております。

こうしたなか、昨年度から実施しておりますスルメブランド化事業は、引き続き福島町水産加工振興協議会が実施することになっておりますので、支援の強化を図ってまいります。

3 農業の振興について

昨年のお米については好天にも恵まれ平年を上回る収穫量がありました。また、試験栽培2年目となる黒米につきましても、作付け面積を増やしたこともあり予想を上回る収穫量があり、農村生活工夫展等での試食会や各種イベントでの試験販売で好評を得ております。今後も栽培技術の向上と販路拡大や商品開発の支援に努めてまいります。

畑作農家については、イチゴやジャガイモ等農作物の一部は個人販売しているものの自家消費が主となっている現状ですが、今後は千軒そば生産会や朝市実行委員会とも協同し生産・販売の拡大や遊休農地の活用なども含めて各関係機関・各団体とも連携して農業意欲の高揚を図ってまいります。

4 林業の振興について

町有林につきましては、多面的な機能維持に向けて通常の保育管理（下刈り・除間伐・枝打ち）に加え、36林齢以上の間伐事業が補助対象となったため、今年度より利用間伐事業を実施いたします。

民有林は、木材産業の景気状況は依然として厳しい現状にありますが、関係団体と連携し通常の造林事業に加え未整備森林対策など公費造林制度を活用し、積極的な整備を図ってまいります。

椎茸栽培については、価格の低迷及び後継者不足等により生産量・生産額とも減少傾向にあり、生産者は高品質の椎茸生産に向けて努力しており、町としても原木供給と販売支援に努めてまいります。

予防治山事業は、日向地区と日の出地区の落石・雪崩防止対策工事、吉野館崎地区においては落石防護柵補修工事が継続して行われる計画となっております。

町単独治山事業につきましては、塩釜地区、松浦地区において土留工や排水工の施工を計画いたしております。

5 商工観光等の振興について

商工業の中小企業者を取り巻く環境は、長引く景気の低迷とも重なり非常に厳しい状況が続いております。

当町においても、これらの情勢を影響とする個人消費の低下と、消費者ニーズの多様化に伴う北斗・函館地区大型店への消費流失により、ますます厳

しい経営環境が続いていることから、今後も商工関係団体と連携した振興策の対応に努めてまいります。

最近の観光客の情勢は、函館市も含め渡島全域への観光客入込みの低迷が続いており、観光客の誘致を推進するには、観光エージェントへのPR活動や近隣町と連携し地域全体で観光客を受入れる体制整備が重要であり、関係団体と連携しながら宿泊施設や飲食店における地域食材の提供等を進めながら取り組んでまいります。

また、商工会並びに観光協会においては、町内施設を案内するボランティア説明員養成事業の推進を引き続き取り組んでいるほか、千軒地区では「殿様街道・千軒そば」を核とした福島町千軒地域活性化実行委員会などの民間団体の活動も知名度が高まり定着化してきておりますので、今後は、こうした各団体等と連携した体験型観光事業の推進に努めるとともに、地域経済の活性化に繋がるよう進めてまいります。

横綱の里づくりの中心となるイベントとして、「北海道女だけの相撲大会」、「千代の富士杯争奪相撲大会」を各関係団体の協力により開催するとともに、今年度も九重部屋力士の夏合宿を招致し、力士との交流をツアーメニューとした観光客の誘致活動を展開しながら、より一層の「横綱の里・ふくしま」のPRに努めてまいります。

また、開館以来12年を経過し、更新時期を迎えている「横綱記念館」の大型映像システムについて、維持管理費を必要最小限に抑える形態の整備計画を引き続き検討してまいります。

青函トンネル記念館につきましては、北海道新幹線開業に向けた事業内容を鉄道建設・運輸施設整備支援機構並びに北海道旅客鉄道株式会社などの協力を得ながら入館者に周知するとともに、連携した事業を推進し、観光客誘致PR活動を進めてまいります。

季節労働者対策としては、昨年設立した渡島西部通年雇用促進支援協議会と連携した通年雇用化の活動を進めてまいります。

なお、離職者対策としては、国の第2次補正予算により創設する「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を北海道において基金を積み立てし、一時的な雇用・就業機会を創出する事業を実施することとなりますが、当町としましても、21年度から実施要領等を勘案のうえ事業要望し、雇用創出に取り組んでまいります。

また、従前から実施している「就労前健康診断・各種講習会」などの事業対応と合わせ、町職業援護相談所の組織強化と「ハローワーク函館」を通じた求人情報の周知啓発に努めるとともに、現在、町において実施している雇用保険認定取次事務については、町内受給者の利便を図るため、本年度以降も引き続き実施がなされるよう関係機関に強く要望してまいります。

6 産業活性化への支援について

町内産業の育成強化と地域経済の発展を図るため、技術取得等派遣研修や、先進地視察及び地場産業製品の普及・消費拡大並びに新製品の開発など、これまでの人材育成事業に基づく産業振興施策の支援に努めてまいります。

《社会福祉の推進》

誰もが生まれ育ち住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を実現するためには、個人や家族だけの力だけでなく多くのボランティアや町内会、社会福祉協議会などとの連携は必要不可欠で、援助を必要とする人々を地域全体で支えることが重要です。

子どもから高齢者に至るすべての町民が安心して暮らせるよう、町内会と連携を図りながら地域全体で子どもや高齢者を見守る活動を展開し、個々を全体で支える相互扶助機能の向上に努めてまいります。

人口が年々減少していくなかで、少子化は特に深刻な問題となっており、町の将来の根幹を揺るがす重要な課題となっていることから町民の方々とともに知恵を出し合って、課題の解決に向けたプログラムをつくり、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めてまいります。

子育て支援については、多様化する保育ニーズに対応するため、広く町民が利用しやすいサービスの提供に努め、子供たちの健やかな成長を育んでまいります。また、一昨年から実施している学童保育については、昨年度は25名となり前年度18名より増員となったところです。学童保育は比較的要望も高く、一時保育も含め、保護者の方が安心して働くことの出来る保育体制の充実に努めてまいります。

なお、平成17年度に策定した次世代育成支援行動計画が、今年度で終了することより、多様化するニーズにどう応えていくか、更なる充実した計画づくりに着手してまいります。

障害者福祉につきましては、第2期福島町障害福祉計画に基づき障がい者が地域とともに暮らせる社会の実現に向けて、障がい者や家族の意向を反映しながら適切な相談及び指導を行うなど、支援体制の充実に努めてまいります。

一昨年より大きな問題となっている年金期間記録不備の件については、社会保険庁から発送を受けた特別便による相談が昨年当初より始まり、今日まで記録漏れによる年金加入期間の変更処理を申請した方は百数十件にも上りました。

このうち、漏れ期間の記録が決定され、昨年未まで数名の方の増額支給が認められました。町内においては、今後も記録が認められ年金支給の増額となる方が、審査期間の経過とともに次第に増えてくるものと思われま

す。現在では、この件に関する相談もほぼ終了した感はありますが、社会保険事務所による定期の年金相談と併せ引き続き、相談窓口の体制に万全を期してまいります。

《生活環境の整備》

1 交通体系の整備について

国道228号線は、生活圏が広域化するなかで、物流や医療、通勤、通学など最も重要な社会インフラであります。

このことから越波など災害防除対策や登坂車線の設置などの交通安全対策がさらに進められ安全性や利便性が向上するよう北海道開発局など関係機関への協力を要請してまいります。

道道岩部渡島福島停車場線は、落石や斜面の崩落を防止するため塩釜から岩部間の災害防除対策や塩釜地区での護岸擁壁の老朽化による亀裂などに対応する二次改良、浦和地区の交通安全対策など道道の整備推進を要望してまいります。

町道の整備については、本年度も引き続き公営住宅線の舗装補修工事を実施するとともに、緊急度を考慮しながら各路線の維持補修に努めてまいります。

また、橋梁の整備につきましても、車輛の通行に危険を及ぼす恐れがある

として、昨年12月1日に車輛通行止めとしていた礼髭橋の架換工事を実施いたします。

2 住環境の整備について

福島川河川改修事業につきましては、函館開発建設部において吉田橋架換工事に係る支障物件の補償と迂回路の仮橋設置工事に着工することとなります。

また、函館土木現業所においても河川改修工事に伴う用地及び物件調査と町道みどり町線改修工事に伴う調査設計業務を予定しており、今後も事業の早期完成に向け各関係機関と協議を重ねてまいります。

なお、急傾斜地崩壊防止対策は、昨年度に引き続き豊浜地区の工事と新たに塩釜地区の工事が予定されております。

町営住宅の整備については、丸山団地町営住宅建替事業として、1棟8戸の建設工事を実施いたします。

また、維持補修につきましても、三岳改良住宅1棟の外壁塗装工事を実施するとともに、既存住宅の適切な維持管理に努めてまいります。

3. 地上デジタル放送への対応について

北海道におけるテレビ放送の地上デジタル化は、平成18年度以降、札幌市や函館市をはじめ道内主要都市では既に地上デジタル放送が開始されており、当町においても、千軒中継局及び白符中継局ともに平成21年度内での開局を予定しております。

千軒中継局にあつては、NHKはじめ民放各社が整備することとなっておりますが、白符中継局は、民放5局の中継局整備を福島町が整備し国庫補助等を除いた町負担費用を民放各社が負担することとしており、NHKは単独で整備する方針であります。

白符中継局施設整備工事の設計が2月末に完了しましたので、関係予算を次期議会に補正計上の予定であります。

4 健康づくり及び環境衛生対策について

町民の健康は“まち”の宝ですべての源であり、町民の健康づくりをまちづくりの基礎と位置づけ、「いきいき健康ふくしま21」の行動計画に基づき

町民の健康づくりを積極的に支援してまいります。

また、町民が自分の健康は自分で守るための指針となるべき「みんなが健康になるための条例」の制定に向けた取り組みを進めてまいります。

道の地域再生プロジェクト事業の「ふくしま健康横綱応援プロジェクト」が2年目となり、すべての町民が“がん”に負けないためにがん検診の受診率を高め、早期発見、早期治療を図ってまいります。

食は人間としての生きる基本であり、早寝、早起き、朝ごはん運動を進めるとともに、町の特産を活用した健康レシピを各家庭に配布し、食生活の改善に努めてまいります。また、併せて、たばこが及ぼす健康被害を防止する観点から受動喫煙の予防の推進を図ってまいります。

また、福島医歯会などの民間が中心となって健康づくりのイベントとして実施している、健康フェスティバルが10周年の節目となることから、記念事業としてNHKの公開番組「福祉ネットワーク公開すこやか長寿」を招致することとしております。

母子保健の充実と少子化対策の一環として、母体や胎児の安全な健康管理を図るため、妊婦の健康診査にかかる公費負担の回数を14回に拡充し、出産にかかる経費の不安解消に努めてまいります。

一般廃棄物の処理については、リサイクルプラザや広域連合の可燃ごみ処理施設が整備され処理体制の充実が図られ、環境衛生が逐年向上しております。

ごみ処理にかかる費用は多額であることから、その縮減を図るため、新聞等資源ごみ・可燃ごみ等の減量化に努めており、可燃ごみにあっては平成19年度実績では、平成15年度対比でおよそ300トンほど減少し、減量実績が着実に表れております。

今年度においても、ごみ減量化推進員との協力のもと、引き続き資源ごみの回収・堆肥化容器等の購入助成を実施するなど、ごみ減量化を推進してまいります。

また、地球温暖化防止のため世界的な温室効果ガスの削減が求められているなか、昨年作成した「福島町地球温暖化対策推進実行計画」を踏まえ今年度は、独立行政法人「新エネルギー・産業総合開発機構（NEDO）」が公募する100%補助事業である「地域省エネルギービジョン策定等事業」への応募を予定しており、この事業では省エネルギーに係わる基礎データの収集を行い、地域全般にわたる省エネルギーの推進や普及啓発に関する基本計画

や重点プロジェクトの検討を進め、「地域省エネルギービジョン」を策定するものです。事業の申請期間が、3月下旬から5月初旬となっていることから、応募結果等について議会への報告と協議を進めてまいります。

生活排水処理につきましては、平成12年の「下水道事業に関する調査特別委員会」で検討されて以降、具体的な対策が講じられることなく今日にいたっている状況にあります。生活排水対策は環境保持の面からも重要なことから、今年度中に生活排水に関する水洗化意向調査と課題等を整理するなかで「生活排水処理基本計画」の策定に向けて議会との協議を進めてまいります。

現在の火葬場は昭和48年に建設され、施設稼動以来35年が経過しており、建物及び火葬炉設備に老朽化がみられ整備が急務となっております。

施設建設にあたっては、昨年度、「火葬場建設に係る調査特別委員会」においてご審議をいただき了承されました。又、今年2月には福島町都市計画火葬場の位置について、都市計画決定されましたので、建設に係る予算を計上し早期完成を目指してまいります。

5 交通安全・防災対策について

昨年は、北海道としても、4年連続で交通事故死全国ワーストワンを返上したところであります。当町では、平成18年10月18日から交通死亡事故ゼロを更新中で、去る3月1日で866日を迎えました。

今後もこの記録を伸ばし、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するため、更なる交通安全意識の高揚と交通安全活動の推進を図るため関係機関と協力しながら、町民総ぐるみ運動を展開してまいります。

防災対策については、毎年沿岸部の町内会を対象として、地震による津波災害を想定した避難・炊出し訓練を実施しておりますが、本年度も引き続き関係町内会と協議をしながら、避難訓練を実施してまいります。

地域住民の高齢化は、災害発生時の迅速な避難活動に不安を残すところであり、関係機関や地域住民と連携を図りながら「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」を目指して、災害発生時に迅速に避難対応できるような体制整備の推進に努めてまいります。

《友好町村との交流について》

これまでの友好町としての3福島町による交流を踏まえ、昨年末に松浦市長、木曾町長と交流のあり方について意見交換を行い、このなかで、生徒交流は教育的効果に鑑み継続することを確認しており、あらためて「友好提携の証」を取り交わすことやその他の分野での交流も互いに幹事会などで検討を進めることとしております。

《情報公開・電子自治体の推進》

1 情報公開等の推進について

情報公開により、町民との情報の共有を進めることは、行政の透明性を高めるとともに町政への参画意識を醸成するなど行政と町民が協働のまちづくりを進めるためにも重要であり、今後も行政の動向や施策の情報等、町民との情報共有を進めてまいります。

2 LANサーバー及びパソコンの更新について

平成13年から平成15年に導入された職員用のパソコンとサーバーの導入により、インターネットへの接続や電子メールの送受信、職員間の情報共有やデータベース管理などが可能となり、庁内のネットワークも整備されております。

しかし、年数の経過と共に故障や接続不良が多くなり最近では、故障対応が頻繁に必要な状況に陥っております。

このことから、LANサーバー及び業務用パソコンの古い機器を更新することにより執務環境の改善を図りたいと考えております。

なお、本事業にかかる導入費用については、一般的なリースより低金利な北海道備荒資金組合の譲渡事業の利用を予定しております。

《特別会計》

1 老人保健特別会計について

昨年4月に後期高齢者医療制度に移行されたことにより、平成20年4月以前の老人保健制度における医療費等遡及請求に対応するための会計処理となっております。

このため当会計は、平成22年度をもって廃止されることとなっております。

2 国民健康保険特別会計について

平成19年度の決算において、長年の累積赤字を解消して単年度収支で黒字を計上することが出来ましたが、医療費の増加などの要因により引き続き厳しい財政運営が続いており、今後も引き続き医療費の抑制を図りながら財政運営の一層の健全化を目指してまいります。

昨年度から導入されました特定健康診査について、特定健康診査等実施計画書に基づきに5カ年計画で実施しておりますが、昨年度の受診率が59.98%の高実績となっております。

当計画における平成24年度の最終目標が65%となっていることから、今年度も引き続き普及啓発に努め目標の達成に向けた取り組みを強化してまいります。

国民健康保険税については、制度維持の根幹である相互扶助の精神が薄れてきている現状にあります。誰もが安心して医療が受けられるためにも負担すべきは負担するという意識を堅持することが重要と考えており、長期にわたる滞納者には厳しい対応を講じるとともに、納税相談や口座振替を積極的に推進するなどの施策を講ずることで、収納率の向上に努めてまいります。

また、国は少子化対策として10月から出産育児一時金を4万円引き上げることとしております。

3 介護保険特別会計について

平成27年度の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置いた、第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）が本年度からスタートいたします。

第4期計画の策定にあたっては、第3期計画で設定した平成26年度の目

標を基本としつつ、当町の現状を踏まえて、介護給付等サービスの安定的な提供及び地域支援事業の充実を目的としております。

国の介護給付費は右肩上がりで伸び続けており、当町の給付費も年々増加傾向にあります。当計画期間における65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、介護給付費準備基金を活用しながら現行水準の維持に努め、第3期計画の額と同額としております。

国の介護従事者の処遇改善による介護報酬3%アップ分については、給付費及び保険料水準に影響を及ぼしますが、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による基金を設置し、急激な上昇分を抑制することとしております。

なお、国の制度改正により保険者の判断において、標準的な保険料率を軽減することが可能となったことから3カ年輕減措置を講ずることといたします。

また、高齢者が地域でいきいきと暮らすことが出来るよう、地域支援事業として各地区において「ふれあい教室」などを開催し、高齢者の「自立した生活」を支援してまいります。

4 後期高齢者医療特別会計について

75歳以上の方が加入する新たな医療制度として、後期高齢者医療制度が平成20年4月にスタートし、今年度が2年目となります。

初年度は、国の制度がめまぐるしく変わり、加入者が戸惑うことが多くありましたので、今年度は、制度の定着に向けて更なる周知の徹底に努めてまいります。

保険料の均等割額において従来の7割、5割及び2割軽減に加え、新たに9割軽減を導入するとともに、所得割の5割軽減についても引き続き継続することとしております。

また、被用者保険の扶養者であった方の均等割額については、9割軽減を継続することとしております。

さらに広域連合の安定的な運営に資するため、滞納が生じないよう現年保険料の徴収率アップに努めてまいります。

5 水道事業会計について

町民の日常生活に必要な水道水を安全確実に供給するための適切な維持管理を行うとともに、水道管路の整備を計画的に進めながら経営の健全

化に努めてまいります。

本年度の建設改良事業は、老朽管更新事業として昨年度に引き続き日向地区石綿セメント管の布設替工事と地域活性化・生活対策臨時交付金事業として道路整備を実施する町道宮歌2・3号線の既設石綿セメント管布設替工事を実施するほか、例年実施しているメーター器の取替工事を実施してまいります。

また、中央監視施設の更新については、維持管理も含めた適正な施設の更新規模を検討中であり、更新に伴い翌年度以降に負担増となる減価償却費及びランニングコスト等の企業会計に与える影響も考慮し、本年度中に議会とも協議しながら決定してまいりたいと考えております。

なお、吉田橋の架け替えに伴い支障となる水道配水管の移設については、関係機関と協議を進めてまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、

一 般 会 計	32億2,812万6千円	
老人保健特別会計	411万0千円	
国民健康保険特別会計	9億2,578万8千円	
介護保険特別会計	4億3,825万3千円	
(保険事業勘定4億3,508万6千円、サービス事業勘定316万7千円)		
後期高齢者医療特別会計	6,260万8千円	
水道事業会計	1億4,703万1千円	
計	48億591万6千円	となります。

以上をもって町政執行に関する所信を含め、基本方針の説明といたします。

なお、詳細につきましては、今後の審議において明らかにしてまいります。

平成21年度教育行政執行方針

平成21年第1回定例会の開会にあたり、福島町教育行政の執行に関わる主要な方針について申し上げます。

近年、社会情勢が急激な変化を続けるなか、教育を取り巻く環境も、国における教育基本法等の改正に続き、昨年は学習指導要領の改訂が示されるなど、教育改革の動きのなかで大きな転換期を迎えております。

こうしたなかにあって、未来の担い手である子ども達が、自立し、創造性あふれる心豊かな精神を持って、この変化の激しい時代をたくましく成長していくことができる環境づくりがさらに重要となってきております。

このような教育改革等の動向を踏まえつつ、町民憲章の理念と福島町教育目標を基本に、学校・家庭・地域の連携をさらに深めながら、教育をめぐる様々な課題に対応すべく、教育・文化・スポーツ活動等の展開を図るとともに、教育環境の整備促進に努めてまいります。

また、教育委員会事務の管理執行に係る点検・評価につきましては、本年度は、昨年度実施の状況を踏まえて早期に外部評価などの実施対応に努めるとともに、点検・評価の結果を十分に活用しながら、現行の所管事務等の見直し改善に取り組んでまいります。

《学校教育の推進》

小・中学校の9年間を見通した義務教育の目的を果たすためには、児童生徒一人ひとりが学ぶ意欲を高め、自ら考え判断する力を育てるとともに、基礎的・基本的な知識や技能を身につけることが出来る「確かな学力」の習得を促すことが必要です。

そのため、これまで実施されてきた「全国学力・学習状況調査」の結果を基に、子どもの学力や学習状況をよりの確に町内学力向上委員会において把握・分析をしながら、各学校が取り組む学力向上対策や学習指導改善への活用を図るとともに、本年度も実施が予定されている当該調査へ参加をしております。また、子ども達の学習意欲の向上には、家庭学習の習慣化も大きな要因として取り上げられており、学校を通じた各家庭への周知対応にも、さらに努めてまいります。

子ども達一人ひとりが社会の変化にたくましく順応し、自立をしていくこ

とができるよう、職場体験や各種学校行事を展開するとともに、その中に地域住民の知識や当町の自然環境などを活用しながら、特色ある学校づくりを進めてまいります。

また、「豊かな心」と「健康な身体」を育み、知・徳・体の調和のとれた教育を基本とし、自ら考え、自ら学び、そして自ら行動できる「生きる力」を養うとともに、子ども達にとって魅力ある教育活動を推進してまいります。

加えて、学校・家庭・地域並びに関係機関等と連携のうえ、いじめや非行及び事件・事故等の未然防止に万全を期してまいります。

1 学校等の再編及び教育環境の整備について

吉岡幼稚園のあり方につきましては、これまで、保護者から要望の強い福島保育所への「認定子ども園」などの受け皿づくりを中心として話し合いを行ってまいりましたが、福島保育所の入所状況推移をみますと吉岡幼稚園からの受け皿としての定数確保の条件が整うまでは、今後も2、3年程度の期間経過が必要であることから、当面は、吉岡幼稚園を存続していくことで、保護者と確認をしているところであります。

なお、将来、受け皿としての施設に移行した場合、吉岡幼稚園の現行保育料よりも、「受け皿」保育料が増額となることが想定されることから、将来の保護者に対する保育料の負担感を軽減する意味からも、移行までの間の幼稚園保育料増額に関して現在の保護者と協議をしてきた結果、増額に対する理解が得られたことから、現行の月額保育料5,000円を、21年度より10,000円とする改正条例を本議会に提案しております。

吉岡中学校につきましては、昨年度中に保護者や地域との協議を終え、平成22年4月より福島中学校と統合することで確認をしたところであります。

その協議経過のなかで、現在の小学6年生が吉岡中学校へ入学する際の制服やジャージ、鞆などの統一化対応などについても、要望を含めて話し合いがなされております。

そうした経過を受けて、町においては統合時における制服などの統一化に向けての支援対応を図るべく、今後、制服購入補助等の予算計上を予定しているところでありますが、加えて、全体的な生徒輸送対策や閉校に向けた記念事業の対応など、統合に向けた協議を保護者や関係者とともに進めてまいります。

また、統合後の施設の効率的な利用を図るため、吉岡中学校への吉岡小学

校の移転を計画しており、その実施に向けて、本年度は、現吉岡中学校の耐震化や校舎内一部改修などの調査をはじめとした対応を図ってまいります。

2 情報通信・英語教育の推進について

I C T時代にふさわしい人材の育成を目指して、子ども達の創造性と情報化時代に対応した情報教育の推進を図るため、本年度は中学校の教育用コンピュータを整備してまいります。

また、国際化の進展に対応し、中学校においては簡単な情報交換ができるような基礎的なコミュニケーション能力を身に付けさせるため、さらに、小学校においては国際理解やコミュニケーションの積極的な態度を育成するために、後年度において施行される新学習指導要領にも外国語活動の積極的な導入が示されているところですが、当町におきましては、引き続き英語指導助手（A E T）を各学校に派遣するとともに、A E Tと町民との触れ合う機会の拡充に努めてまいります。

3 友好市町との学習交流について

長崎県松浦市（旧福島町）、長野県木曾町（旧木曾福島町）との生徒による学習交流は、派遣生徒等の規模を縮小しつつも隔年実施することとしておりますが、今後も引き続き、友好市町との交流のあり方等について協議をしてまいります。

4 各種奨学資金の活用について

昨今の経済不況を含む経済的な理由により、高校・短大・大学等の進学が困難な方に対する各種奨学資金の制度周知を図るとともに、当町独自の「花田俊勝奨学金基金」や「小笠原実奨学金基金」などの奨学資金の活用がなされるよう、その対応に努めてまいります。

5 高等学校の存続について

道立福島商業高等学校は、平成20年度から地域キャンパス校となり、これまでの教育活動と合わせてセンター校である函館商業高等学校と連携しながら、生徒にとって将来に役立つ資格取得や体験学習など、魅力のある教育

内容の充実展開が図られております。

しかし、少子化の波のなかで、同校への入学者の減少傾向は、今後もより厳しさを増すことが予測される状況にあることから、今後、現在実施している入学奨励・通学定期補助等の内容検討を行いながら生徒確保策の支援継続に努めるとともに、高校存続に向けては引き続き、存続検討委員会等とも連携のうえ取り組みを進めてまいります。

6 学校給食の充実について

学校給食は、子ども達の食生活や食習慣と密接に関係することから、学校・家庭・地域との連携を図りながら、食育推進の一翼を担ってまいります。

また昨今、国内では食に関する多くの問題が発生しておりますが、食を提供する立場として、できる限り地場産品の利用促進を含む食材の厳選、さらには調理場の衛生管理の徹底、栄養のバランスのとれた献立の作成など、栄養教諭と連携したなかで、より安心、安全な給食の提供と食育の充実を図ってまいります。

学校給食提供の要である給食センターは、建物全体の老朽化が著しく進んでいる状況にあることから、今後の町内中学校の統合、さらには児童生徒数の推移などの要因を十分に考慮したうえで、本年度より、施設の建設整備に向けての検討事務を取り進めてまいります。

《生涯学習・社会教育の推進》

生涯学習は幼児期から老年期に至るまでの生涯にわたり、個人や地域全体が自己の充実や社会の健全な形成を希求する活動であり、このなかには学校教育も含まれ、生涯学習から学校教育を除いたものが従来の社会教育ということができませんが、近年の教育基本法や社会教育法の改正においては、地域や社会教育関係者が、主として学校・児童生徒のために学習機会を提供することなども求められているところであります。

こうしたことから、次期の第5次社会教育中期計画においては、学校との協議連携のあり方や社会的ニーズを果たすための対処方策等を示すことが必要となっております。

そこで、平成21年度の社会教育の推進にあたりましては、平成22年度から5カ年にわたる第5次福島町社会教育中期計画の策定年であること、さらには昨

年度実施の教育委員会事務等の点検・評価結果を踏まえたなかで、次に掲げる主要施策の展開を図ってまいります。

1 第5次福島町社会教育中期計画について

社会教育行政推進の指針となる福島町社会教育中期計画は、昭和63年度からの5年間を第1次とする計画であり、平成21年度末で第4次計画が満了となります。

このため本年度は、平成22年度から平成26年度までの第5次社会教育中期計画の策定について社会教育委員に諮問をし、地域や学校を取り巻く課題等の解決に向けた方策など必要なアンケートや分析等を含めて、平成21年末を目途に答申を受けることができるよう事務作業を進めてまいります。

2 生涯学習の推進について

幼児や青少年、さらには高齢者に至るまで、各世代に応じた必要な学習機会を学校等との連携方策を模索しながら、地域の特徴を活かしたなかで提供してまいります。

社会教育関係団体に対しても、活動の奨励・支援を行い、組織の強化を図りながら魅力ある社会教育活動の推進に努めてまいります。

芸術文化活動の推進にあたりましては、子ども向けの芸術鑑賞教室などを開催して情操教育の一環とするほか、町民文化祭開催時には自ら進んで参加するなど、積極的な参画意識の啓蒙を図ってまいります。

文化財の保護につきましては、無形民俗文化財の保護・伝承を支援するとともに、町指定及び未指定の文化財や埋蔵文化財、加えて郷土資料の保護等にも努めてまいります。

総合体育館、町民プールやパークゴルフ場は、体育・スポーツ活動の拠点として重要な施設であり、引き続き適正な管理運営に努めてまいります。

また近年は、従来の体力向上という観点から、身体に負担の少ない軽運動での健康志向の観点へと、日常体育への取り組みに変化が出てきております。これは町民の平均年齢の上昇や各種の健康診断等の普及によるところが大きいものと思われることから、本年度は健康関連グループ等との連携を密にしながら、効果的な事業の展開調整を図ってまいります。

3 読書活動の推進について

家庭教育事業の始まりとも位置づけられるブックスタート事業や図書移動バス事業、読書感想文・感想画コンクールは、主に子どもの読書活動を進めるために有効な事業であり、町内ボランティアグループなどの協力もあって、福祉センター図書室は道南の小規模図書館（室）の中では運営方法等において高い評価をいただいております。

本年度も各学校との連携協力のもと、読書活動のさらなる推進に努めてまいります。

以上に基づく各施策の展開にあたりまして、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成21年度教育行政執行方針といたします。